

指導及び監査の概要（児童福祉法）

1 児童福祉法に基づく「指導」について

(1) 指導の目的及び方針

障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ること。

障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させること。

(2) 指導対象

ア 指定障害児通所支援事業者

イ 指定障害児入所施設及び児童発達支援センターの設置者

※1 複数の事業を実施している場合は、それぞれのサービス毎に実地指導を行うことを原則とします。

※2 中核市である高知市が指定している指定障害児通所支援事業者に対する指導及び監査は、高知市が実施しています。

平成 31 年 4 月 1 日改正

(3) 指導内容

ア 人員に関する基準 イ 設備に関する基準 ウ 運営に関する基準

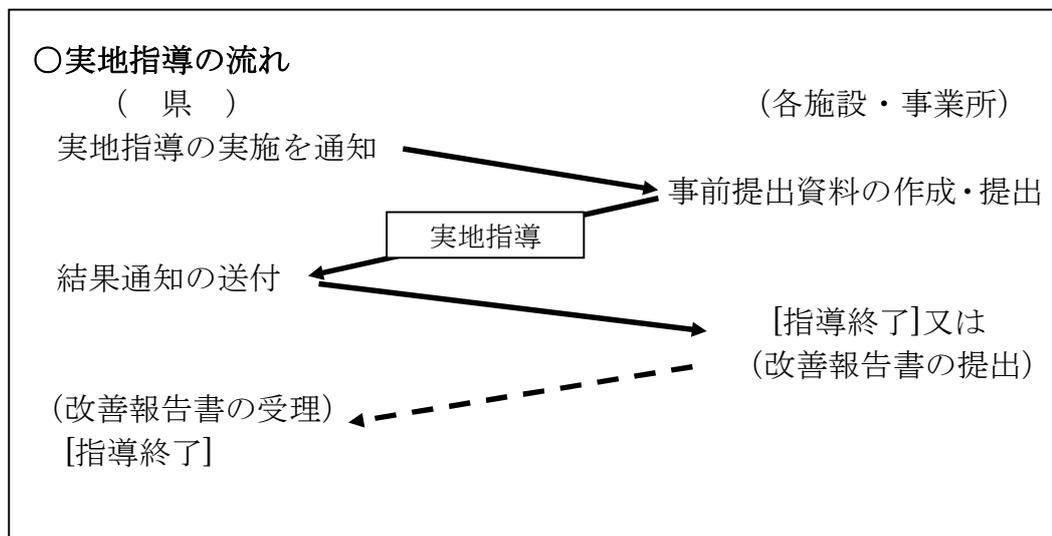
エ 報酬請求に関する事項 など

(4) 指導の形態・実施方法

ア 集団指導（対象：指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者）
講習等の方式により一定の場所に集めて行います。

イ 実地指導（対象：指定障害児通所支援事業者）

各施設、事業所へ赴き、関係書類の閲覧や関係者との面談質問方式で行います。



※ 次に示す理由から県が行う実地指導に市町村職員の同行を依頼しており、県の指導担当者に加え市町村職員が同行する場合があります。

(ア) 市町村は自立支援給付等の主たる実施機関としてその役割を有し、公費を負担している。

(イ) 事業所の主な利用者が、事業所の所在する市町村の住民である。

(5) 指導結果の通知等

実地指導の結果については、文書によって通知を行います。改善を要すると認められる事項があった場合は、期限を付して文書による改善措置報告を求める事項と、文書による改善措置報告までは求めない事項に分けて通知しています。

報告書の作成にあたり、報告時点ではまだ改善予定の場合は、改善予定日と改善後に再度提出する旨を記載して、その時点での状況を報告してください。

(6) 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認したときは、実地指導を中止し、直ちに「児童福祉法に基づく監査」を行う場合があります。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合

イ 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

2 児童福祉法に基づく「監査」について

(1) 監査の目的及び方針

障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ること。

※ 監査は、指定障害児入所施設及び児童発達支援センターの設置者に対する「一般監査」と、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者に対する「特別監査」に分かれます。

特別監査は、障害児通所支援等の内容等について、次の(3)のイに示す行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は障害児支援給付費に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ること。

(2) 監査の形態・実施方法

ア 一般監査

実地指導に準じて実施します。

イ 特別監査

次に示す情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に、報告若しくは帳簿書類その他物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは事業所に立ち

入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

- (ア) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (イ) 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (ウ) 障害児通所給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (エ) その他、実地指導において確認した情報

(3) 監査結果の通知等

ア 改善勧告にいたらない軽微な改善を要する事項がある場合は、後日文書により結果を通知し、期限を付して文書による改善措置報告を求めます。

イ 指定基準違反等が認められた場合には次の行政上の措置を行います。

(ア) 勧告

期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。これに従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

(イ) 命令

正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を取るべきことを命令することができる。命令した場合はその旨を公示しなければならない。

(ウ) 取消等処分

指定の取消処分に該当すると認められる場合には、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

※ 監査の結果、命令又は取消等の処分に該当すると認められる場合は、聴聞又は弁明の機会を付与します。

※ 勧告、命令又は指定の取消等を行った場合に、障害児支援給付費等の全部又は一部について、市町村に対し不正利得の徴収（返還金）として徴収するよう指導します。

※ 命令又は指定の取消等を行った場合は、原則として、上記の返還金を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導します。

3 結果に関する情報提供

実施した実地指導及び監査の結果については、原則5年度分を高知県庁1階「県民室」及び「福祉指導課のホームページ」にて情報提供しています。